

議案第九十二号

港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

港区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和六十三年港区条例第八号）の一部を次のように
改正する。

第二条の表港区立南麻布高齢者在宅サービスセンターの項中「東京都港区南麻布五丁目一番
二十号」を「東京都港区南麻布一丁目五番二十六号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説 明）

南麻布高齢者在宅サービスセンターの位置を変更するため、本案を提出いたします。